# 新たな在留資格「特定技能」で

# 外国人材を受入れる企業様へ



受入れの際には「支援計画」の作成と、計画に基づいた支援を行わなければなりません!また、支援計画の作成や説明、相談や苦情の対応は、

「外国人が十分に理解することができる言語」での実施が必要です。

企業様のみで全てを対応するのは、 非常に工数がかかるものです。

# ∖実は!!/

支援計画の全部または一部の実施を、登録支援機関に委託することができます。



課題をお持ちの企業様は、登録支援機関である

# 綜合キャリアオプションにおまかせください!

※「特定技能」は人手不足を解消するために2019年4月に新設された在留資格で、 特に国内では充分な人材の確保ができない14分野(特定産業分野)のみ、受入れが可能です。

# ― 当社の特徴 ―





<sup>全国</sup>55 拠点

有事の際もすぐにかけつけます!



# 多言語対応可能!

ベトナム語・英語・タガロブ語・ タイ語・インドネシア語

※綜合キャリアオプションは【登録支援機関】として、法務省・出入国在留管理庁に登録されました。

2019年10月25日登録

登録番号

19登-002749



# 具体的な支援とは



SUPPORT 01

### 事前ガイダンス

雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請 前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・ 活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等につい て、対面・テレビ電話等で説明



#### SUPPORT 02

#### 出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



SUPPORT 03

### 住居確保・生活に必要な契約支援

- ・連帯保証人になる・社宅を提供する等
- 銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの 契約等を案内・各手続の補助



SUPPORT 04

## 生活オリエンテーション

円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナ ー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対 応等の説明



SUPPORT 05

## 公的手続等への同行

必要に応じ住居地・社会保障・税等の手続の同行 、書類作成の補助



#### SUPPORT 06

### 日本語学習の機会の提供

日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



#### SUPPORT 07

## 相談・苦情への対応

職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が 十分に理解することができる言語での対応、内容 に応じた必要な助言、指導等



#### SUPPORT 08

## 日本人との交流促進

自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお 祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



#### SUPPORT 09

## 転職支援(人員整理等の場合)

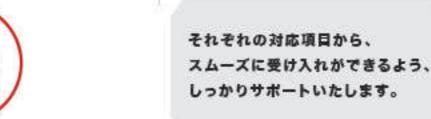
受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合 の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加 え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必 要な行政手続の情報の提供



#### SUPPORT 10

# 定期的な面談・行政機関への通報

支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的 (3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反 等があれば通報





綜合キャリアオプションでは、登録支援機関としての役割のみではなく、

# 他のサービスも実施しております

# ■人材紹介

- ①ベトナム、フィリピンの優良送り出し機関と提携し、 現地から技能実習3年満了者をご紹介します。
- ②日本国内の試験合格者をご紹介します。
- ※技能水準を満たしていない方へは、試験合格サポートを行います。
- ■在留資格取得手続代行



お問い合わせは、綜合キャリアオプション エリア担当者までご連絡ください。

